

特定接種の登録等について

令和元年5月23日

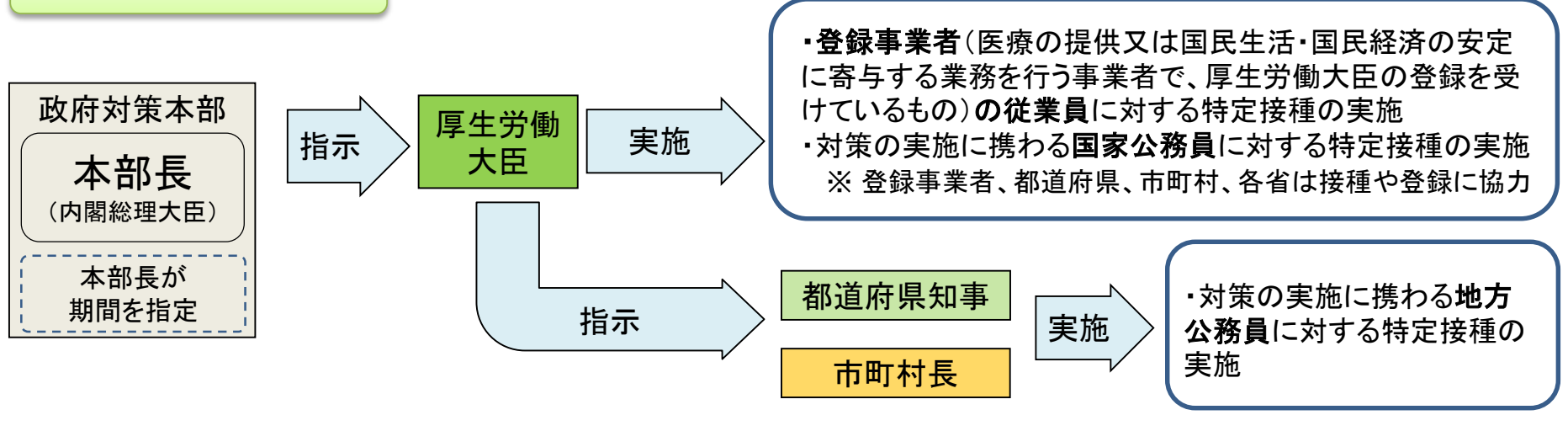
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらを踏まえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めている。

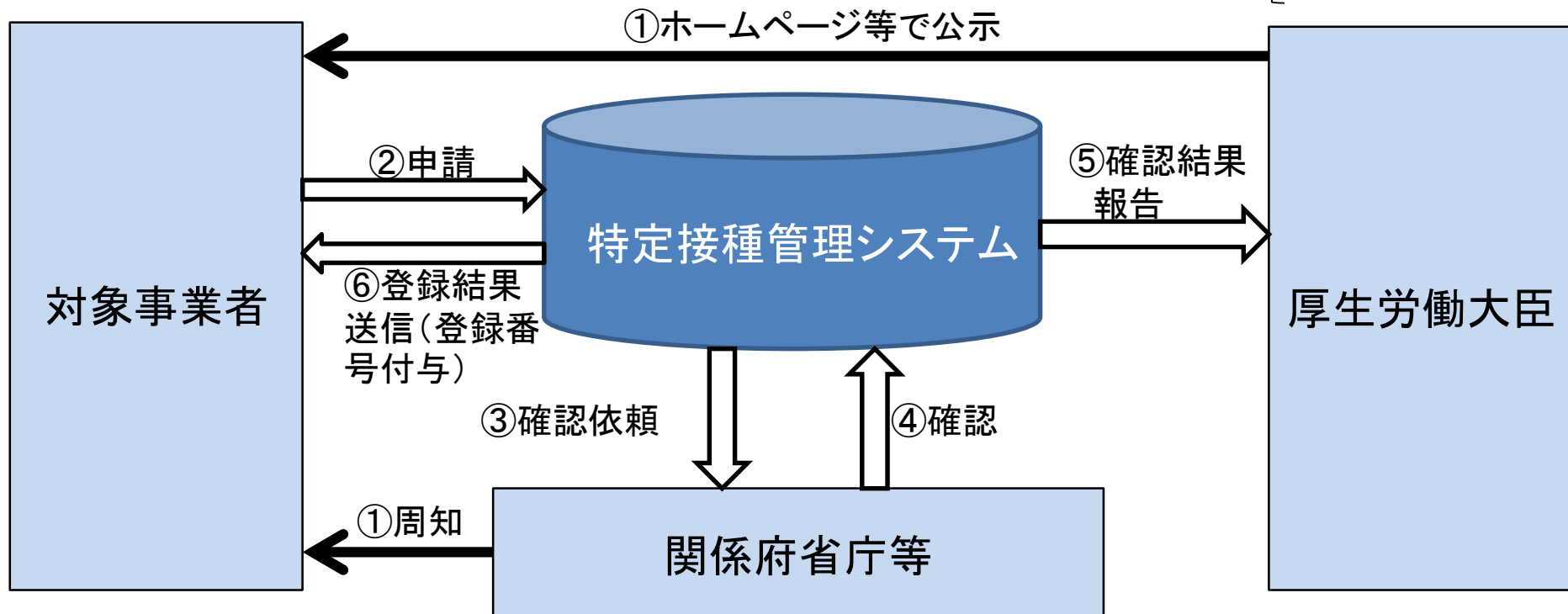
留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種管理システムの概要

【事業者登録業務】

注) 白の矢印は、
システムによる連絡



※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。

- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
- ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
- ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者へ通知。
- ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
- ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
- ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。

特定接種の接種順位の考え方

- 特定接種対象者の範囲や総数、接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるべきものである。ただし、発生時に速やかに接種体制を整備するために、接種順位の基本的な考え方を整理したもの。
- 接種順位について、特措法上の公共性・公益性の高さに応じて整理すると次のようになるのではないかな。
- ※特定接種が全て終わらなければ、住民接種が開始できないというものではない。

類型		業種	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者（注1）	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 （業務同類系）	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 （社会インフラ系）	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

（注1）

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

平成30年度 特定接種の登録(報告)者数

○特定接種の登録(報告)者数は、合計561万人。

○合計人数が1,000万人を超えないため、総枠調整は行わない。

※国はプレパンデミックワクチンを毎年1,000万人分備蓄している。

類型		業種等	登録(報告)者数
医療分野 (A分野)	新型インフルエンザ等医療型 (A-1)	新型インフルエンザ等医療	210万人
	重大・緊急医療型 (A-2)	重大・緊急系医療	16万人
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	97万人
国民生活・国民経済安定分野 (B分野)	介護・福祉型(B-1)	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	44万人
	指定公共機関型 (B-2)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	150万人
	指定公共機関同類型 (B-3)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	社会インフラ型 (B-4)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	2万人
	その他(B-5)	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	43万人
合計			561万人

特定接種の手続きフロー図-1

平成28年度

平成29年度

【医療分野(先行)】

(先行申請)
システムへ搭載

【医療分野(追加申請)】

【国民生活・経済安定分野】

事業者からの登録申請の受付開始

確認担当部署による確認作業開始

事業者からの登録申請の締切

確認担当部署による最終確認作業

厚生労働省による最終確認作業

有識者会議

対象事業者の登録／通知／公表

(注) 公務員も上記スケジュールと同様に報告を実施

特定接種の手続きフロー図-2

平成30年度

令和元年度以降

【登録済の事業者(全分野)】

申請者による
登録内容の修正
(4月10日～
6月30日)

確認担当部署(市区町村)による
確認作業
(4月10日～7月31日)

確認担当部署(都道府県)による
確認作業
(4月10日～8月31日)

確認担当部署(関係府省庁)による
最終確認作業
(4月10日～9月30日)

厚生労働省による最終確認作業

有識者会議

登録／通知

厚生労働省Webサイトで公表

【確認担当部署による確認待ちの事業者(全分野)】

【新規申請事業者(全分野)】

事業者からの登録申請
の受付開始予定

(注) 公務員も上記スケジュールと同様に報告を実施

対象事業者登録等に係るスケジュール

平成29年度

(図1)

○対象事業者の登録/通知

⇒対象事業者を登録後、システムを通じて随時事業者に通知。

○厚生労働省Webサイトで公表

平成30年度

(図2)

○登録内容の修正

⇒登録済みの事業者について、登録内容の修正申請を受付。

○申請内容の審査再開

⇒登録申請があった事業者の申請のうち、申請者との調整及び確認担当部署での確認が今回の登録時までには終了しなかったものについて、申請内容の調整・確認作業を再開。

令和元年度

(図2)

○対象事業者の登録/通知

○新規登録

⇒登録申請をしなかった事業者について、新規登録申請を受付。

※第7回社会機能に関する分科会(平成24年12月27日)では、登録人数が1,000万人を超えた場合には、総枠調整率を設定することとされた。今後、1,000万人を超えた場合には、改めて開催を予定。

特定接種(参照条文等①)

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第28条抜粋

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2～7 (略)

政府行動計画(平成25年6月7日)における関連記載

特定接種の対象者

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 (P18)

特定接種の対象者の考え方

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。(P18)

特定接種(参照条文等②)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号) 抜粋

対象者の決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細に於いて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第18条第1項に規定する基本的対処方針で定める法第28条第1項第1号の規定による予防接種の対象者であることとする。

(表略)

政府行動計画(平成25年6月7日)における関連記載

対象者、接種順位等の決定

危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。(P19)

【海外発生期】

② 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)(P46)

特定接種(参照条文等③)

中間とりまとめ(平成25年2月7日)における関連記載

総枠調整について

当面の登録のための「総枠調整率」については、

- ・ パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、住民接種とトレードオフの関係にあり、備蓄ワクチンを使用する場合も国民より先行的に接種を開始することに国民の理解が不可欠であることは当然であり、基本的な関係は同様である。
- ・ 備蓄ワクチンを使用する場合、特定接種の対象者は0～1,000万人の範囲内(※)と想定することができる。また、パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、ワクチンの供給量が初期には十分でない恐れがあるという意味で事態が切迫しており、より限定的に実施することが考えられる。

(※)備蓄ワクチンが有効でない場合など、接種しない可能性もあり得る。

といった状況を踏まえ、初回の登録の際は、暫定的に特定接種の一定の総枠を想定して、総枠調整率を設定した上で登録することとする。(P52)

ガイドライン(平成25年6月26日、平成29年9月25日一部改定)における関連記載

総枠調整について

- ⑥ 当面の登録数については、備蓄ワクチンを使用する場合、特定接種の対象者は0～1,000万人の範囲内と想定することができる。また、パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、ワクチンの供給量が初期には十分でないおそれがあるという意味で事態が切迫しており、より限定的に実施する必要がある、といった状況を踏まえ、登録することとする。なお、登録数については、登録内容及び接種対象者の精査を実施した後に、適宜見直すことを想定する(3年に1回程度)。
- ⑦ また、パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、住民接種とトレードオフの関係にあり、備蓄ワクチンを使用する場合も国民より先行的に接種を開始することに国民の理解が不可欠である。(P96)